

(平成24年12月17日 学長決定)

(定期試験における不正行為の定義)

第1 定期試験において学生が次に掲げる行為を行ったときは、不正行為を行ったものとみなすこととする。

- (1) カンニング（カンニングペーパーを所持又は見ること、持込みが許可されていないテキスト等を見ること、他の受験者の答案等を見ること、他の人から答えを教わることなど）をすること。
- (2) 試験時間中に、答えを教えるなど他の受験者を利するような行為をすること。
- (3) 試験時間中に、携帯電話等を使用して連絡を取ること。
- (4) 使用を禁じられた用具を使用して問題を解くこと。
- (5) 試験開始の指示の前に問題を見たり解答を始めること。
- (6) 試験終了の指示に従わず、解答を続けること。
- (7) 試験時間中に、携帯電話、時計等の音（着信、アラーム、振動音等）を長時間鳴らすなど、試験の進行に多大な影響を与えること。
- (8) 試験場において他の受験者の迷惑となる行為をすること。
- (9) 試験場において試験監督者等の指示に従わないこと。
- (10) その他、試験の公平性を損なう行為をすること。

(定期試験に代わるレポート課題における不正行為の定義)

第2 定期試験に代わるレポート課題において学生が次に掲げる行為を行ったときは、不正行為を行ったものとみなすこととする。

- (1) 既に公表されている著作物やウェブサイトに掲載された他人の文章や図表等の全部又は一部を、引用・出典を明示せずに、故意にあたかも自分自身の作成した文章や図表であるかのように利用すること。
- (2) 他人が作成したレポートの全部又は一部を、あたかも自分自身の作成したレポートであるかのように提出すること
- (3) その他、定期試験に代わるレポート課題の公平性を損なう行為をすること。

(処分及び措置)

第3 第1又は第2に規定する不正行為を行った学生に対しては、当該学生が所属する学部又は研究科（以下「学部等」という。）の教授会の議を経て、次の各号のいずれかの処分を行うものとする。

- (1) 学部等の長による厳重注意

(2) 名古屋市立大学学則第66条（名古屋市立大学大学院学則第49条において準用する場合を含む。）に基づく学長による懲戒処分（戒告、停学及び退学）

2 前項に規定する処分とあわせて、学部等の長は、学部等の教授会の議を経て、不正行為の態様に応じて次の各号のいずれかの措置を行うものとする。

(1) その学年における全ての科目の履修及び成績を無効とする。

(2) その学期の教養教育科目及び専門教育科目の履修を無効とする。ただし、通年科目の取扱いは、学部等の教授会で決定する。

(3) 当該科目の履修を無効とする。

（処分等の通知及び掲示）

第4 第3に基づき処分及び措置を行うときは、書面によりその内容及び理由を当該学生に通知するとともに、次の各号に掲げる場所に掲示し、公表するものとする。

(1) 学部等の掲示板

(2) 教養教育科目における不正行為の場合、前号に加えて教養教育の掲示板

(3) 学長による懲戒処分を行う場合、前2号に加えて他の学部及び研究科の掲示板

2 前項に規定する掲示においては、当該学生の所属、学年、学籍番号及び氏名を明らかにするものとする。ただし、処分について、学部等の長による厳重注意を行う場合には、氏名は公表しないものとする。

#### 付 記

1 この指針は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度に実施する定期試験及び定期試験に代わるレポート課題から適用する。

2 定期試験に準ずる試験及び集中講義に係る試験についても、この指針を準用する。

3 定期試験に準ずる試験に代わるレポート課題及び集中講義に係る試験に代わるレポート課題についても、この指針を準用する。